

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことの通知	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第3条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1 処分の要件 水質汚濁防止法第10条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合、その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるとき。 2 処分の内容 当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令（施行規則第18条）で定める事項を通知する。
	参 考 事 項	施行規則第18条
	設 定 等 年 月 日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）